

完了実績報告に必要な書類【耐震診断】

《大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金》作成部数：正1部

	書類の種類（☆は府指定様式）	備考（確認する内容、留意事項など）
1	☆様式第12号 完了実績報告書	
2	☆様式第5号 耐震診断結果報告書 ☆様式第5号の1 既存ブロック塀等の調査シート	
3	構造詳細図	塀の一体性及び転倒評価を行った場合
4	構造計算書	塀の一体性及び転倒評価において詳細計算を行った場合
5	調査写真	調査結果が確認できるもの
6	耐震診断費用明細書(写)	事業費の内訳が確認できるもの
7	耐震診断費用を証する書類 (領収書(写))	請求書でも可(ただし領収書は後日必ず提出すること) 代理受領制度の場合は所有者から業者に対して支払う金額分の領収書(写) ※参照
8	補助金交付決定通知書(写)	
—	債主登録依頼表	補助金交付申請時に提出した内容から変更がない場合は不要
—	その他	申請内容に応じて適宜お願いする場合があります。

広域緊急交通路沿道ブロック塀等の所有者は、所管行政庁に耐震診断結果の報告が義務付けられています。

耐震診断後、以下の所管行政庁へ耐震診断の結果の報告書(第一号様式)を提出し、報告してください。

(ただし、令和4年9月30日までに耐震診断義務付けブロック塀等が除却される場合は不要です。)

提出先が 各市	大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、高槻市、茨木市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、八尾市、東大阪市、和泉市、岸和田市
提出先が 大阪府	豊能町・摂津市・島本町・大東市・四條畷市・柏原市・富田林市・河内長野市・松原市・大阪狭山市・泉大津市・高石市・忠岡町・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・岬町

※代理受領制度の場合

事業費5万円、補助金交付決定金額が4万5千円の場合

